

能代市企業オープン・カンパニー事業運営業務委託 仕様書

1. 委託業務名

能代市企業オープン・カンパニー事業運営業務委託

2. 契約期間

契約締結日から令和8年2月27日

3. 業務期間

令和7年4月1日から令和8年2月27日

4. 業務目的

県内外の大学生や専門学生等（以下、「大学生等」という。）を対象にオープン・カンパニーを実施することで、市内企業が地域に根差した持続的な事業活動を行うための人材獲得能力や育成能力を伸ばすことを目的とする。併せて、参加した大学生等に市内企業を知る機会を創出し、そこで働くことをイメージしてもらい、市内企業への就職意識の醸成を図る。

5. 業務の概要

市内企業において、大学生等に向けたオープン・カンパニーを実施し、その成果を分析・報告する。

6. 委託業務の内容

業務の目的達成のために、募集要項に記載の事業費（委託上限額）の範囲内で、さまざまな発信手法、実施方法を戦略的に選択し、オープン・カンパニーを実施する。なお、詳細は以下で提案を求める。

7. 提案すべき内容

(1) オープン・カンパニーの実施

- ・ 大学生等が地域に根差した市内企業を知る機会を創出し、将来、当該企業あるいは市内の同種の企業で働くことをイメージできる数日間（合計5日間程度）のオープン・カンパニーを実施すること。
- ・ オープン・カンパニーの実施は対面を必須とし、オンラインを組み合わせたハイブリット型も可能とする。実施方法については具体的に提案すること。

- ・ オープン・カンパニーの実施にあたって、オープン・カンパニー受入企業（以下、「企業」という。）の募集、選考及び参加する大学生等（以下、「参加者」という。）の募集、かつ両者のマッチングを行うこと。
 - ・ 企業は市内に事業所があるものとし、少なくとも3社を集めること。
 - ・ オープン・カンパニーの実施にあたり独自の企画がある場合は、具体的に提案すること。
- ＜例＞参加者によるSNS等を活用した本市及び企業のプロモーションの実施。

（２）企業への支援等

- ・ オープン・カンパニー実施前に、市内企業を対象としたオープン・カンパニーやインターンシップ等に関するセミナーを開催すること。
- ・ 企業に向けて、準備・実施等がスムーズに行えるよう伴走支援を行うこと。
- ・ 今後、企業が独自にオープン・カンパニー等を実施できるよう、本事業に係るマニュアルを整備し、企業へ提供すること。また、企業へ提供した内容について、市へ共有すること。

（３）情報発信

- ・ 市内企業の募集、確保にあたり、効果的に情報発信すること。
 - ・ 本事業の趣旨や内容等について、できるだけ多くの大学生等に情報発信すること。
- ＜例＞大学生等の登録のある就活メディアサイト・データベース等の活用、大学への周知等

（４）成果の分析・報告

事業実施後に、成果の分析等を行い、報告書を作成すること。

８．業務実施にあたって留意すべき事項

（１）オープン・カンパニーの実施

- ① オープン・カンパニーについては、企業の魅力が十分伝わり、かつ将来的に働くことのイメージができる内容となるよう、各企業と実施内容を協議すること。
- ② オープン・カンパニー終了後に、希望する参加者に企業の採用情報等を提供する機会を設けるなど就職活動につながるフォローを実施すること。

（２）成果の分析・報告

- ① 事業終了後に、本事業の効果測定を行うことができるよう、各参加者の了承を得たうえで、その情報を報告すること。
- ② 報告書は正本1部とその電子データで納品すること。

9. 委託費の内訳

本業務の実施に必要な全ての費用とし、提案内容に関する経費の内訳を示すこと。

10. 業務の実施体制

本業務の主たる責任者として、実際に業務を行い統括する統括責任者及び主任担当者を置き、

契約後、速やかに統括責任者及び主任担当者、人員体制、連絡窓口の体制等を届け出ること。

11. 計画書、報告書等の提出

- (1) 受注者は、本契約締結後14日以内に発注者へ事業計画書を提出すること。
- (2) 受注者は、事業完了後、遅延なく、本業務に係る報告書を市へ提出すること。

12. 委託の条件

- (1) 受注者は、委託事業の全部を第三者に再委託してはならない。
- (2) 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
- (3) 受注者は、委託事業の実施に際して知り得た秘密を第三者に漏らし、又はこの契約の目的以外の目的に使用してはならない。この契約の終了後も同様とする。
- (4) 契約手続に係る費用は、受注者が負担することとする。

13. その他

- ・ 本仕様書に定めのない事項は、市と十分に協議のうえ決定すること。
- ・ その他、内容に疑義が生じた場合は、市と協議すること。